

平成27年度 いじめ防止基本方針

笑顔

やる気

元気



since 1874

機動革進～すべては子ども達のために

藤岡市立美九里東小学校

平成27年度
藤岡市立美九里東小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する本校の基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす行為である。さらに、その子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、人権に関わる重大な問題である。

したがって、本校では、人権を侵害するいじめは決してゆるされない行為であり、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るという認識の下に、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢を貫き、些細なことでもそれを放置することがないよう、親身になって相談に応じることに努める。

学校として、教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重する。藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」の具現化を図るべく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組める、いじめのない環境づくりに努める。また、保護者や関係者との連携を密に図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる事例が発生した場合は、迅速かつ真摯にこれに対処し、一刻も早い解決に努めるとともに、その再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこくくり返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれにされる。集団による無視をされる。
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 企画委員（校長 教頭 教務主任 研修主任）生徒指導・教育相談主任
養護教諭 必要に応じて、スクールカウンセラー等

(3) 活動及び開催時期

- ・アンケート調査及びいじめ相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関わる児童の理解を深める。また、いじめ未然防止の具体的方法等について、協議する。
- ・月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時には緊急に開催する。

4 いじめに対する基本的な対策

幼少の頃から限られた人間関係の中で育ってくる本校の児童の間では、友だちの見方や関係性が固定化してしまう傾向がある。培われてきた先入観や偏見を払拭するよう意図的に努める。また、自己に対する不安感が、限られた人間関係の中で誤った甘い判断を生み、他者に排他的になったり、攻撃になったりすることが考えられるので、一人一人に自己肯定感を育てると共に、異なるものを受容し、認め合い、支え合う人間関係づくりを推進する。

(1) 予防に関すること

- ・ **望ましい人間関係づくり**を学校、学年（学級）で推進する。特に、学校生活の基盤となる学級経営の充実に努め、**受容的・共感的な学級風土を醸成**する。**居場所→要場所づくりと絆づくりを通じて、自己有用感、自尊感情を育成**する。
- ・ **豊かな情操と道徳心を培い、人間関係力の素地を養うために、意見交流を重視した教科学習や道徳の時間、話し合いや折り合いをつける活動を重視した学級活動**など、すべての教育活動を通じて**人権感覚の醸成**を図る。
- ・ **授業規律の確保に努め、わかる授業(学力の保障)を推進**する。教師は授業改善に取り組み、自己有用感を高めたり、達成感や充実感を享受できるような授業を工夫する。
- ・ 特別活動では、**児童主体の「児童会活動」、清掃や読み聞かせ、朝活動でのレク、運動会での縦割り活動を計画的に実施し、よりよい人間関係と自己有用感、自尊感情の醸成**を図る。
- ・ **人権感覚の向上に向けた教職員の研修**を実施する。

(2) 早期発見に関すること

- ・ **アンテナ高く、人権感覚を磨く**：アンテナを高くし、単なるけんかやもめごとなどの衝突なのか、深刻ないじめなのかを見極める鋭敏な人権感覚を養う。
- ・ **気になる児童への声かけ**：日常の教師による観察を大切にし、気になる児童には必ず声かけをする。特に、児童の登下校の様子や休み時間の過ごし方などに注意し、児童の変化を迅速かつ適切にとらえる。
- ・ **「学校生活アンケート(月ごと)」と声かけ相談の実施**：月ごとに、「学校生活アンケート」を実施し、友だち関係、いじめに関する意識と実態を把握する。アンケートの実施は、週の初めとし、必ずその週のうちに目を通し、気になる記述がある場合は、担任が声かけ面談を実施する。
- ・ **教育相談の充実**：教育相談の充実に努め、教育相談担当、スクールカウンセラーとの連携を密にし、気になる児童の面談を意図的・計画的に組む。面談後は、情報を交換し、指導・対応に活かす。

(3) 啓発に関すること

- ・ 学校だよりや学年通信、学校ホームページ等を通じて、いじめ防止に関わる学校の取組を紹介するとともに、連携して、子どもの規範意識や思いやり、優しさの心を育む。
- ・ 授業参観、懇談会等を活用し、保護者への啓発活動に努める。
- ・ 学校ホームページに、「学校いじめ基本方針」を掲載し、いじめ防止に関する本校及び藤岡市、東中校区の取組を発信する。

藤岡市いじめ撲滅宣言（(H20/2/12 いじめ問題解決に向けた子ども会議制定）

『私たちは、いじめをしない、させない、ゆるさない』

○私たちは、相手の目を見て心のこもったあいさつをします。

○私たちは、児童会生徒会活動や学校行事を通して潤いがあり、温かい学級・学校を作ります。

○私たちは、学年・学級を越えて交流を盛んにし、思いやりの心を育てます。

○私たちは、友だちの良いところを進んで認め、ほめます。

東中校区いじめ撲滅スローガン（平成23年6月制定）

なくそう いじめ

かわそう あいさつ

まなぼう みんなで

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応に関すること

発信された情報の高度の流通性、匿名性等、インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、

- ・保護者や中学校との連携を図った情報モラル教育の充実に努め、インターネットへの正しいつきあい方を理解させる。
- ・必要に応じて、外部講師を招き、携帯電話教室、情報モラル教室等を行う。
- ・児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任と監督下で行われるよう、また家庭での約束づくりをするよう、保護者への協力を依頼する。

(5) 発生時の対応に関すること

- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。聞き取り調査の時は、相談生徒の心情を十分配慮し、慎重に行う。
- ・いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、保護者への助言を継続的に行う。
- ・周辺生徒や学級等の指導をあわせて行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び藤岡警察と連携して対処する。

(6) 重大事案への対応に関すること

生命・心身または財産に重大な被害があり、または相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、以下の対応を行う。

※重大事態に該当するか否かは、いじめを受けた児童の申し立てを真摯に受け止め、適切に判断し、対応する。

- ・重大事案が発生した旨を、藤岡市教育委員会に速やかに報告する。
- ・必要に応じて、専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。(いつ、だれから、どのような様態／発生の背景要因／学校、職員の対応)
- ・調査結果を踏まえ、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。
- ・いじめを受けた生徒について、いじめの解決が困難であったり、解決しても正常な登校が困難であるなど、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ・いじめをした生徒について、改善が期待できず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について、教育委員会と協議する。

(7) 学校評価における留意事項

- ・いじめの防止、実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。

○いじめ防止、早期発見に関する取組に関すること

○(発生時)いじめの再発防止のための取組に関すること

5 いじめ防止のための年間指導計画

	授業	道徳	特別活動						
			朝の会・帰りの会・業前活動	学校・学年行事	学級活動・教科学習				
一学期	4	意見交流・話し合い活動を重視実践した	<ul style="list-style-type: none"> ■ 礼儀 ■ 個性の伸長 ■ 自律・責任 	<ul style="list-style-type: none"> □ 認め合い活動（年間継続） ※ 友だちのよさや頑張りを認め合う活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あいさつ運動・地域でふれあうあいさつ運動（各月） ○ 縦割り清掃（年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学級会での話し合い活動の推進 ○ 「楽しい遠足」 			
	5								
	6						<ul style="list-style-type: none"> ※ ありがとうの感謝を伝える活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠足・社会科見学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水泳学習 ● 相撲学習 ○ 「仲間はずれ」
	7						<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命尊重 	<ul style="list-style-type: none"> □ フレンドタイム（縦割り読み聞かせ・レク） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慰霊の杖づくり
夏休み				<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨海学校 ○ 鼓笛練習 ○ 部活動体験 					
二学期	9	意見交流・話し合い活動を重視実践した	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集団生活の向上 ■ 友情・信頼 	1学期に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会科見学旅行 ○ 大運動会 ○ 修学旅行 ○ 相撲学習 ○ 校内相撲大会 ○ 人権集中学習 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動会練習 ○ 「みんな仲良く」 ○ 「仲間はずれ」 ○ 「男女仲良く」 ○ 「言葉遣い」 ○ ありがとうの木 			
	10								
	11						<ul style="list-style-type: none"> ■ 自律・責任（情報モラル） 		
	12						<ul style="list-style-type: none"> ■ 思いやり ■ 公正・公平・正義 ■ 寛容・謙虚 		
冬休み									
三学期	1	意見交流を重視・話し合い活動を重視実践した	<ul style="list-style-type: none"> ■ 思いやり ■ 社会奉仕 	1・2学期に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市子ども会議 ○ 6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 福祉体験学習 ○ 「6年生に感謝しよう」 ◎ 生命を育む講座 			
	2								
	3						<ul style="list-style-type: none"> ■ 感謝 		

■いじめ防止のための道徳：重点指導内容項目 自律・責任 個性の伸長 礼儀
 思いやり 友情・信頼 生命尊重 公正・公平 集団生活の向上